

# 教育民生常任委員会会議録

令和5年9月28日

宮古市議会

## 宮古市議会定例会令和5年9月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(9月28日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	11
審査終了	15

## 宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時  
場 所

令和5年9月28日（木曜日） 午前10時00分  
議事堂 議場

---

○

---

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第9号 宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第10号 宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例の一部を改正する条例

出席委員（6名）

坂 本 悦 夫 委 員 長	白 石 雅 一 副 委 員 長
田 代 勝 久 委 員	小 島 直 也 委 員
伊 藤 清 委 員	工 藤 小 百 合 委 員

欠席委員（0名）

なし

---

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1) (2)

教育部長	佐々木 勝利 君	学校教育課長	小松山 浩樹 君
------	----------	--------	----------

副主幹兼学校教育 係長	関 口 八重子 君
----------------	-----------

---

議会事務局出席者

局 長	前 田 正 浩	主 任	吉 田 奈 々
運転技士兼事務員	佐 藤 功		

## 開 会

午前10時00分 開会

○委員長（坂本悦夫君） 改めまして、おはようございます。

それでは、ただいままでの出席は6名であります。定足数に達しておりますので、これから教育民生常任委員会を開会します。

本日の案件は、付託事件審査2件、説明事項2件となります。なお、各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略します。

また、議案第9号及び第10号につきましては、事前に担当課より資料による補足の申出があり、これを許可して、タブレットに配信しております。

それではこれより、本委員会に付託された議案の審査を行います。

質疑に入る前に、議案第9号及び第10号の補足資料について、説明したいという発言の申出がありましたので、許可したいと思います。

それでは、はい、佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） おはようございます。

議案第9号及び議案第10号につきましては、宮古市奨学資金の貸付条例の一部を改正するもの及び返還免除の一部を改正する内容でございます。議会開会日に提案説明したとおりでございますけれども、より内容を詳しくご説明いたしたく、資料を作成いたしまして皆様に配信させていただきました。これからその内容についてご説明させていただきたいと思っております。詳しい内容は学校教育課長が説明いたします。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） それでは、説明のほうをさせていただければと思います。

資料につきましては、事前に配付させていただいております常任委員会説明資料、宮古市奨学資金貸付制度及び返還免除制度の見直しについての1ページから説明のほうをさせていただければと思います。

まず、目的、こちらですね見直しについての目的であります。進学を希望する全ての者が家庭の事情、経済状況、卒業後の収入不安等により、進学を諦めることのないよう制度を整えることを目的にしております。

2番、見直し内容につきまして、9点あります。

一つ目、所得制限の撤廃です。こちらはですね希望する家庭の所得制限、こちらのほう今までありましたがこれを撤廃するというものであります。

2点目。学業成績要件の廃止。入学した、もしくは在学しているという事実があれば、要件を満たしているものと解釈し、成績について要件から外す、またですね申込みの段階で学校長の推薦が必要でしたけども、こちらも不要とするというふうにしたいと思っております。

3点目です。奨学生選考委員会の廃止です。今までですね要件を満たしているかどうかを、選考委員会で確認をさせていただいていたということでございますが、確認する内容がなくなりますので、廃止というふうにしたいと思っております。

④、4点目です。高等学校の貸付額の増額。こちらのほうですね上限2万円としておりました貸付金額を上限4万円に引上げですね、こちらは利用される方が選べるようになっておりますけども、4万円にしたいということです。

5点目です。進学予定者の事前申込みの受け付け。進学を志した段階で、いつでも奨学金の申込みができる

よう、期間を設けず、事前申込みを受け付けることで、進学に対する意欲の向上を図りたいというふうを考えております。

6点目です。返還期間の延長、段階的な返済計画ということで、現行、左側の表になっておりますがそれを右側の改正後の表のほうに変更したいというふうに思っております。基本的に10年間、最初の10年間は9,000円以内、それ以降も原則として月額2万円以内で返還できる年数に整えていきたいということでございます。原則65歳、原則ですが、65歳までに返還を終了するというような形で進めたいと思います。また、保証人については、現行2人でしたけれども1人というふうに変更したいと思います。

7点目でございます。返還免除の要件の緩和。こちらがですね返還免除制度の見直しの部分となりますが、様々ですね道路整備等の通勤圏の拡大、テレワーク等による働き方の多様化に対応するため、就業場所については宮古管内の事業所としておりましたけれども、こちらの要件を外したいと思っております。

8点目です。奨学金制度の周知の強化ということで、こちらの変更見直しを実施することになるんですけども、こちらのほう、しっかりとですね、市民の皆さんをはじめ子どもたちに周知したいと思っております、進路説明会等に私たちが出向いて、制度の説明を行い、より広く周知を図りたいと思っております。

最後9点目です。申請方法の簡略化ということで、様々ですね要件を廃止していることから、申請様式の簡略化及びオンライン申請の開始していきたいなというふうに考えております。

2ページ目をお願いいたします。

こちらのほうは現行と改正後の対比した比較表となります。今説明した内容のものが、こちらのほう右側のほうの、改正後のところに説明が記されておりますので、ご覧いただければと思います。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） 説明が終わりました。

○

### 付託事件審査（1） 議案第9号 宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

○委員長（坂本悦夫君） 議案第9号 宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例、これを議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

はい、白石委員。

○委員（白石雅一君） はい、着座でよろしいですか。

丁寧な説明ありがとうございます。

何点か確認したいところがあるんですけど、まず、今回の制度の見直しで大分要件が緩和されるなというふうに思っておりますけれども、この奨学金の部分について、まず宮古市は、重複して、ほかの奨学金と重なって受けることは出来ないっていう部分は変わらずですね。はい、変わらずという、今うなずいていただきましたのでありがとうございます。変わらずというところなんですけども、今、奨学金を受けて、免除をされていない方、既に返済に入っている方で、この要件緩和によって、免除の対象にあなたは次からなりますよという方はいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 小松山学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） はい、就業場所のところですね、あと、在住しているかどうかというところで要件が満たされているのであれば、免除の対象となりますので、そちらのほうはですね、通知のほうはさせていただきたいというふうに思っています。全ての返還をされている方に、返還の予定等をですね、確認のために通知しておりますので、そのときに、変更見直しの内容もお知らせして、免除対象であれば、そちらの

ほうも受け付けていくというふうな形で進めていきたいと思います。

○委員長（坂本悦夫君） はい、白石委員。

○委員（白石雅一君） ということは現在把握されてる数は分からないっていう状況なんですね。

○委員長（坂本悦夫君） 小松山学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） はい、勤務場所等の関係がありますので、そちらのほうの精査が必要ですので、そちらのほうはですね、まず該当者の方というか、返還されている方と確認して進めていくということになると思いますので、改めてですね、年度ごとにやらせていただいているということでございます。

○委員長（坂本悦夫君） 教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） 補足説明させていただきます。免除申請については、もちろん申請になりますので、自分が宮古に在住して、宮古管内で就業してまよってというのを証明書を持って申請するので、それ以外の人については、把握していないというのが現状です。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） ではこれから、把握していく作業が必要になってくるというお話ですので、それについてはですね、ぜひ、漏れがないように通知していただければと思いますし、今回、令和5年9月12日に提出で、来年の4月1日からなので、現在、例えば、あなたは対象ですよってなった方が、10月1日が出てきたとしても、その方は、10月から3月までは返済しなければならぬということになるんですか。

○委員長（坂本悦夫君） 小松山学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） 議員ご指摘のとおりですね、その期間につきましては開始の期間が決まっておりますので、それまでは今までどおりのルールでやらせていただくということになります。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 奨学金を借りるにあたってですね、借りている方はこういったルールですよということを分かった上で、奨学金を借りているとは思いますが、変わっていくということなので、なかなか遡及してというのも難しいでしょうし、それをしてしまうと、いつからなんだっていう話になるので、厳しいかもしれませぬけれども通知のほうはしっかり行っていただいて、緩和によって、これから、奨学金を使いたいという子たちも増えてくると思うんですが、一方で市内に住所を有していることっていうところになりますと、今、勤務先の都合があるっていうお話もありましたけど、宮古市に住所はあるけれども、例えば、転勤等で、いつか、ほかのところに出て宮古に住所を残したまま行くという可能性もあると思うんですが、そういった部分についてはどのようなお考えがありますか。

宮古に住所はあるけれども、ちょっと勤務先が遠くて、そっちのほうに、転勤ではないですけどもいつか住むようなことになるという、例えば、遠洋漁業の方であったり、宮古に住所はあるけれども、工事現場がすごい遠いところで、そちらで働いているという方もいると思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） 改正後の要件にあります通り、住所を有しているということと就業しているというこの二つを満たしていれば、その対象になるというふうに考えております。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） はい、すごく懐が深いなというふうに、思いました。仕事によってはそういった方も出てくるのではないかなと思いますし、私の知ってる方でも、そういうふうになっている方が、その方は、奨学金

を受けてる人ではないんですけれども、仕事の都合上…。

○委員長（坂本悦夫君） ごめんなさい、何か一括して説明があったように思いますので、今やってるのは、宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例、これについての質疑を受けてます。さっき先生のほうからは両方何か説明があったみたいなんで、取りあえずは、今は、宮古市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例、これについて質疑をしているところです。いいですか。

○委員（白石雅一君） はい。分かりました。貸付条例のほうですね。

○委員長（坂本悦夫君） 貸付条例のほう。

○委員（白石雅一君） 了解しました。ちょっと、混ざってたようなので、一旦ここで終わらせていただきます。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。

工藤委員。

○委員（工藤小百合君） お願いいたします。

今、白石委員からのほうからもいろいろ質問があったんですが、奨学金の貸付けを受けるときに、今までだといろんなちょっとなかなかクリア出来ないような問題があって、本当はこの貸付け、奨学金を受けて、希望する大学とかいろんなとこに行きたくてもなかなかいけないという方も、今まではあったわけですね、現実ですね。でも、私が思うに、個人的な意見なんですけども、宮古市は、子育てとか、いろんな教育問題に一生懸命、先進的に力を入れている市だと思うんですけども、なかなかこういう部分にとっては、進学したい子どもが皆それぞれ自分の希望するところに、勉強に勉学に行きたいというところについては、なかなか今は、その前までは厳しい状況だと思ったんですね、条件がね。何で、今この時点でこういうふうに変えなきゃならない、その1番の大きい要因は何ですか。

○委員長（坂本悦夫君） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） 今、工藤委員おっしゃったとおり、宮古市は子育て支援、あるいは教育の充実というところに力を入れているというのは間違いございません。今までは資金を貸付けして、それで経済的理由で行けない人を救おうというのが、もともとの趣旨でありました。それで宮古市は、今言ったとおり子育て支援とか教育行政に力を入れていくっていう観点からいろいろ検討を重ねた結果、返還免除という制度をまず取り入れました。その返還免除を取り入れたんですけども、さらに子育て支援、あるいは教育の充実を図るためには、もっと、この貸付け資金を見直したほうが、子どもたちのためになるという判断がございましたので、その判断に基づいて今回、提案させていただいているものでございます。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 部長の説明はそのとおりだと思うんですけども、やっぱり宮古市としては、もう少し他市に先駆けて、宮古市はもっと先に、こういう問題を解決すべきだと私は思ってるんです。今こういう条件で奨学金を借りやすい状況になったということは、その前の世代は大変な状況の中で、奨学金を借りられなくて、自分の希望するところにも行けなかったという方も、いっぱいいらっしゃると思うんです。ただ、私も自分の子どものときもそうなんですけども、やっぱり、いろいろハードルも高くて、なかなかいろんな部分で、大変な部分があったなと私もそういうふうに思ってるんですが、やっぱりいろんな部分を、宮古市全体で子ども、教育して育てていく、そして、子どものためにいい環境をつくっていくっていうところが一番重要であると思うので、もう少し、私個人とすれば、早い段階で、こういう奨学金の、いろんな今、出てますけれども、これは今じゃなくて、もう少し先に、早い段階で取り組んで欲しかったなというのが、今こういう状況



になったので、言えるんですけども、でもやっぱり、奨学金を受けて大学に行きたい、そういうを家庭にとっては、もう少し奨学金を借りやすい、ハードルが低いところであれば、所得が少なくても何とか子どもの希望するところに、学校にあげてやりたいというのはやっぱり皆さんそう思ってるんじゃないかなと思うんですよ。だから、今回このように、奨学金の免除とかいろんなのが出てくるとありがたいんですけども、これは、私は、今じゃなくて、もう少し先の段階で、宮古市が、子育て支援とかいろんな子どもの支援に対してやってる。そのときの、同時に、こういう進学に対しても同じような条件のもとで、用意ドンでみんなそろえてやってもらえればすごくありがたかったなと思ってるんですけど、そこはどうでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） ご意見ありがとうございます。

この奨学資金の貸付け制度ですけれども、我々が把握している限りにおいて、県内市町村で返還免除を有している、給付的な形の奨学金を有してるのは宮古市のみというふうに理解しております。さらに、今回の見直しで、所得制限とか、いろんなものを撤廃して誰でも借りやすいようにするっていうのは、これはもう県内で他市に先駆けて行っているものというふうに認識しております。いずれ、ご意見いただきましたので、今後も宮古市の子どもたちのために、子育て支援を含めて、教育の充実も含めて、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） これは、奨学金の改正、貸付条例の改正なんですけれども、先ほど白石議員が言ったのは、宮古市に住所というのは次の問題ですよ。ですよ。じゃ、取りあえず今はこれで終わりたいと思います。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） すいませんちょっと、先ほどは10号のほうに入って質問してしまいました。9号のほうで質問をさせていただきます。

議案書の9-1ページ、お願いいたします。

この中で、新しい方の改正後のやつにはですね、その他規則で定める教育機関というのが第2条の（2）にあるんですけども、このその他規則で定める教育機関というのは、どういったものを位置づけているのか、教えていただければと思います。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） 教育施設、こちらのほうで想定しているものは水産大学、あとは国立看護大学校、航空大学校等ですね、大学校に当たるところを想定しておりますので、文科省で示している大学校等を対象にしてこちらのほうにも貸付け対象にしようと思ってるということです。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 今までは駄目だったんですね、ちょっと意外な気がしたんですけども、今まではそこは対象外だったという。

○委員長（坂本悦夫君） 教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） 駄目ではなく、明記されていなかったのが、明記させていただいたということになります。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） しっかり明記したということで了解いたしました。

次の第3条の(2)のところに移りたいんですけど、就学を希望する高等学校または大学等に入学を認められているものっていうふうに、今回、明記されております。これによってですね、申請する、奨学金を受け付けする期間が少し早くなるのかなというふうに思ったんですがいかがでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） 基本的に、先ほどの説明でもちょっと話させていただきましたが、希望申請はもう、1年前でも2年前でも可能になります。合格通知をいただいた段階で、合格入学を認められたという段階になりますので、そこで正式に受け付けというか、そこで貸付けのほうの部分が作業が始まるというふうに捉えております。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） そうなると、今までと奨学金が、希望する学生の方に支払われるタイミングというのは変わらないということですか。大体5月くらいかなというふうに思ってたんですけども、4月の入学の手続等々終わった後というふうに思ってるんですが。

○委員長（坂本悦夫君） はい、教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） あくまでもですね学業の部分を、要件から外していますので、こちらの入学の部分というのは非常に大きな内容になりますので、それが確認され次第となります。それは学校さん等によってですね時期がばらばらですし、受験の結果の部分が出るのもですね、受験方法によって変わってくると思いますので、それによって手続の部分が変わると考えています。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） はい。ということは、学校の入学を認めるというのが、早いところであればもう年が明ける前に出ている学校もありますので、そういった方に関しては、そこからもう受け付けができるという状態になるんですね。はい、分かりました。

ここの部分がですね、今までと大分違うのかなというふうに思いましたので、これはぜひですねスケジュールで、学校に行って説明をするというお話も書いてましたので、子どもたちに、学生たちにしっかり説明していただければ、自分たちがどういったことに行きたいのかっていう今ちょうど、進学で受験等されてる方も既に出ていますので、子どもたちにとってはすごくいい報告だなと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問なんですけれども、学業の貸付けの廃止のところでさかね、9-2。

第9条、前の部分ではですね、学業の成績が著しく不良となったと認められたときというのがあったんですが、それが今回なくなったという部分なんですけれども、これについては学業が著しく不良となったというのが、なかなか、教育委員会のほうで判断しづらいというような実情があったのかどうなのか、ここを廃止に至った経緯をお願いします。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） お答えいたします。

やはり委員ご指摘のとおりですね、著しくというところが、判断が難しいわけで、大学というところは、卒業までにはですね、決められた単位を取得すればいいというふうになっておりますので、1年間ちょっと体調不良とか、様々な事情でですね、単位を落としたとしても、残りの期間頑張ればですね、リカバーできるというふうに考えております。したがってですね、1年間で判断するのではなく、自分の人生をしっかり切り開く、

4年間もしくは6年間を見通してですね、やり直せるというところも含めて、こちらではそういう判断をさせていただきますというところでございます。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 分かりました。

では次のとこなんですけれども高校のほうの奨学金の貸付け額についてなんです、9-3ページですね。

こちらで高等学校の2のほうの下のところの（1）高等学校に在学する者に対して、月額4万円に、2万円上がっておりますが、ここの実情というかどういった経緯があつて、この金額になったのかお聞かせ願えればと思います。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） そちらのほうはですね、基本的に、近年、市外の私立の高等学校に進学されるお子さんが増えてきています。そうしたときに、学費等を大学と比較させていただいたときに、やはり、結構高額であるということが分かってきました。それでですね大学のほうの金額と高校の授業料等を比較したときに大体半分くらいだということで、あとは家の自宅外から通うということもですね、加味しながら、4万円という金額を設定させていただいたというところでございます。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） はい、ありがとうございます。

まず、先ほども申し上げましたけれども、今回の奨学金の貸付制度の変更は、すごく使いやすいものになりますし、子どもたちにとってもいいことだなというふうに思ってます。今後、見直しについての説明資料の中では、多くの進学希望者に活用してもらえよう中学校3年生、高校1・2年生の進路説明会に直接出向いてですね、制度説明をしていただけるということです、しっかり、どういったことが、この制度の中に、裏というか、気持ちとして、思いとして込められてるかっていうところまで、その制度設計のなんだろうな、意義みたいな部分もぜひ伝えていただければいいのかなというふうに思います。よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。

伊藤清委員。

○委員（伊藤 清君） 9-2ページ、7条、保証人が2人から1人になったよということなんですけれども、これ、どういうことから、1人。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） はい。基本的に、2人いてもですね、お一方のほうに連絡を今とっている状況です。ただお亡くなりになられたとか、その場合にはかわりの方をやっぱり保証人としてつけてもらってますので、まず、2人ではなく、1人をつけていただいて、万が一があつたときにはその後対応するということになりますので、申込み段階では1人でいいのではないかとということで、1人にさせていただいているというところでした。

○委員長（坂本悦夫君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 清君） 今いろいろ、この間の決算委員会でも奨学金の返済が滞るとか、市営住宅の関係もそうなんですけれども、保証人がついてる、金融機関から見ればかなりその間、保証の責任がないような保証人であるということのあらわれだと思うんですよね。ああいうふうに保証人があつてもは払わないというのは。

だから、保証人になってもらうときに、やっぱり保証人というのは、こういう責任があるんだよという一応一つの説明とか説明書きとか説明をしながら、やはり書類をつくるべきではないかなというふうに思うんですがその辺もやっていますか。

○委員長（坂本悦夫君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） そちらのほうの確認はさせていただいておまして、今後もですね、1人になりますので、その分についてはしっかりと周知、説明しながら対応していきたいと思います。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑。

白石委員。

○委員（白石雅一君） はい、1点だけ、9-2ページ、お願いいたします。

今、第7条の保証人のお話を伊藤委員がおっしゃいましたけれど、その下の第9条のところですね、一文だけ、奨学金は貸付けを開始した月から、続きまして、超えない期間を基本としという、この基本としという一文が加えられた意味を、教えていただければと思います。

○委員長（坂本悦夫君） はい。学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） はい。基本的には就学年があるわけなんですけども、留学したりですね、様々な学習に当たり、さらに学びを深めたいという方が今増えております。その方々にもやっぱり給付するために、この一文が必要だったということになります。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 超えない期間を基本とし、ということであれば、例えば、留学とかで、期間が延びた場合、そこの期間も貸付けできるようになるというお話なんですか。これは、4年間を超えても可能だということになるんですか。

○委員長（坂本悦夫君） はい、教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） はい。そちらのほうはですね、留学と、例えばですけども、留学したりする期間も3か月、6か月、1年、2年とありますので、その期間を区切ってしまうとですね、それ以上の期間、在学期間以上になりますので、その分もしっかりと学びの保障ができるように、奨学金を出せるようにこのような形で対応したいなと思っています。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 出せるようにということであれば、その部分を含めたのを貸付けが可能になるということでもよろしいんですね。はい。それも、ちょっと次の条例の話になりますけど、免除期間の中に含まれるということでもよろしいんですか。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） はい、含まれます。ですので年数とか何を借りたかではなく、金額で示しているのはそのためでございます。返済の部分が。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） はい。今本当に学びを深めるっていうのは、それぞれ、奨学金を使った学生に対しても、しっかり与えられるべきものだと思いますので、それに対しても対応している、この宮古市の奨学金制度は、すばらしいものだなというふうに思いましたので、何度も言いますが、しっかり学生たちに説明をよろしくをお願いします。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） はい、ありがとうございます。学生、保護者のみならず、やはりそれに指導する先生方、学校に対してもですね、周知して、この制度の活用と、やっぱり学ぶ意欲の向上、その部分につなげて夢と希望を実現するということをごすね、子どもたちに訴えていきたいと思っております。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。

ほかになければ、これで質疑を終わります。

これより、議案第9号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） なし。

討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第9号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） なし。

異議なしと認めます。

よって議案第9号は原案可決すべきものと決定しました。

○

## 付託事件審査（2） 議案第10号 宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（坂本悦夫君） それでは次に、議案第10号 宮古市奨学資金の返還の免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

小島さん、なんかないですか。

はい、白石委員。

○委員（白石雅一君） 10の1ページをお願いいたします。

ちょっと先ほどお聞きした中で加えてお聞きしたかったところがですね、この第2条のところ、（2）就業していることというところなんですが、この就業しているという判断はですね、どういったところですかというのが思いまして、例えばアルバイトでもいいのか。就業というのであれば、正社員じゃなきゃいけないのかそういった部分はいかがでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） こちらのほうはですね、まず所得を得るところを考えておりまして、まず、引きこもりとか、そういうのではなくてですね、しっかりと、労働して所得を得るところで就業というふうにとらえていきたいと思っております。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） はい。所得を得るところが、就業だと。この、就業していることというのは、今回の免除申請を受けるに当たって、申請する方は、どこどこに勤めてますというのをしっかり出す形にはなってるんですかね。いかがでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） すいません先ほど説明が足りませんでした。どこで働いているかというところ

ろはですね、出させていただいてというか、こちらのほうで確認はさせていただきます。こちらで想定しているのはですね、今、働き方改革等によってですね、東京の会社で働いているけども、リモートで、自宅で仕事ができるとか、そういう方々もいらっしゃいます。その場合には、就業しているという、宮古に在住し、就業しているというふうな形になりますので、どの会社で働いているというところ、それが県外であってもですね、リモート等で働いているというのを確認できれば該当するというふうに捉えています。

○委員長（坂本悦夫君） はい、教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） 補足説明させていただきますけども、簡単に言えば就業証明書みたいなのをイメージとして持っていただければ。どこの会社に所属してればどこの会社で、この人は働いてますよっていうのが証明、今は大体、就業証明書を持ってきていただいて、それで判断してるということでございます。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） はい、就業証明書で判断するというお話でしたけれども、今回の奨学金の返済免除によってですね、今、奨学金の返済が滞ってらっしゃる方とかもいらっしゃると思うんですが、そういった方の解消にもつながったりするものでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） はい。先ほどの説明でもさせてもらったかもしれませんが、これからそこは確認させていただいて、該当する、住んで働いている、盛岡のほうで働いたりとかですね、釜石で働いていると、今回、対象外になっておりますが、それについては申請されておられませんので、こちらのほうで確認出来ておりません。今後ですね、その辺りも該当になるということを知りたいと思いますし、滞納されてる方についてもですね、同じような状況かもしれませんので、そこも調査させていただいて、しっかり対応していきたいと思います。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） はい。ちょっとその滞納の部分なんですけど、それで確認がとれた場合ですね、免除になるのは、来年の4月以降の分という認識でよろしいですか。今までの分も含めて滞納が解消されるわけではないんですよね。

○委員長（坂本悦夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小松山浩樹君） はい。そちらのほうはですね、4月1日からの部分の免除というふうになります。

○委員長（坂本悦夫君） はい、白石委員。

○委員（白石雅一君） 例えばそれで対象者がいた場合、これから滞納が増えることはないけれど、今までの分は払わなければいけないという、そこは、本人の責任というか、払わなければいけない部分で発生してくるということですね。はい、分かりました。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに。

工藤委員。

○委員（工藤小百合君） よろしくお願いたします。

先ほど、学校教育課長のほうからも説明があったんですが、返還免除の要件、市内に住所を有していることとか、公共職業安定所の管轄区域で仕事することってということなんですが、今の市の返還とかそういうのではなくて、例えば、いろんな専門学校に行ったときに、いろんな例えば介護福祉士とか何かっていうんで、盛

岡も盛岡で、すごくお金を借りられる、すごくいい制度があったんですよ。盛岡の介護福祉士のそこにはちゃんと入学金だとか、例えば授業料も何か月にまとめていくらみみたいな形で貸出してくれる。そしてまた、学校終わった時に、盛岡に就職しても例えば宮古に就職しても就職先に3年間就職した実績があれば、そのときに借りたお金は返さなくてもいいというすばらしい奨学金とか、そういうのがあったんですよ。だから、いろんな、例えば学校に入るときにやっぱり奨学金だけではなくてそういう、例えば介護福祉士とか専門の、例えば奨学金を貸出して、そして、最終的には、宮古に就職しても盛岡に就職しても、その介護、福祉の事務所に3年間従事すれば、お金も払わなくてもいいということだったんですよ。だから、それを利用して、3年間、仕事をして、免除になった方もいらっしゃるんで、役所がそうだとはいいませんけれども、ただ、免除する場合に、やっぱり、全部免除なのか、今まで奨学金で借りたのが。ただ、結構2年間でも結構な金額を介護福祉のからは借りたので、結構すごく助かったって言ってましたけれども、宮古の奨学金の就業していること、返済免除の要件というんですが、これは何年間ではなくて、ある程度ずっと就職、その事業所に宮古の管内の事業所に就職している実績がないと、返済免除の要件を満たさない。何年間というのがあるんですか。

○委員長（坂本悦夫君） はい、教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） 今回の返還免除の改正によりまして、要件は、宮古に住所を有していること、それと就業していること、この二つです。この二つを満たしていれば、返還免除になります。

毎年毎年、その状況を申請していただいて、年間、1年間ずつ、免除する制度でございますので、何年間とかというよりは、二つの要件を満たしていることを、年度初めに申請していただいて、例えば、令和5年度分は免除で、6年度も同様に年度初めに、同じような申請をしていただいて、毎年毎年そのように免除の手続をするというものでございます。

○委員長（坂本悦夫君） はい、工藤委員。

○委員（工藤小百合君） はい。それはどこでもそうだと思うんですけども、私が先ほど説明したのは、3年間という期限があって、その例えば介護のいろんな事務所に3年間従事すれば、支払わなくていいということだったので、それはそれなりのお金でしょうけども、ただ、1年1年その事業所が、その方がここに就業しているという証明書はちゃんと出してました3年間。それはそのとおりだと思うんですが、市のほうは、毎年毎年宮古市内の事業所で働いているという証明書を出していただいて、それが例えば自分が借りた奨学金の支払いの金額になるまで、それが続くというわけですか。

○委員長（坂本悦夫君） 教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） もう一度言いますけども、宮古管内での就業というのは撤廃しますので、どこでも構いません。そこはご理解いただきたいと思います。

おっしゃったとおり、返還額がありますので、それを毎年毎年、返還が終了するまで、免除申請していただくというような形になります。

○委員長（坂本悦夫君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 清君） 返済の関係なんですけども、いい制度だと思ってるんですけども、いい制度に借換えというのは、遡及は出来ないということだと思うんですが、借換えというのは出来ないんですかね。仮に延滞がある方が、あったとしたら、それも含めて借換えをしてこの新しい制度で払っていくんだよというようなことが出来ないもんですかね。

○委員長（坂本悦夫君） はい、教育部長。

- 教育部長（佐々木勝利君） この制度の要件に合えば誰でも借りることは出来ますけれども、要件に合わなければ出来ないものになりますので、要件は大分緩和されましたので、子どもたちがこれから、上の高校、大学を目指すという時にはすごく借りやすくなると思いますけれども、ちょっと借換えっていうのはちょっと、ということなのか、わかんないんですけども、逆に教えていただきたいんですけど、例えば別なところから奨学金を借りているのをっていうことですか。
- 委員（伊藤 清君） 市の奨学金を今払ってんだけども延滞をしたりなんだりして滞っていると。ということで現行の制度で払ってるんだけども、なかなか順調に払っていけない。延滞もたまってきてると、延滞してるということで、新しい制度に借換えをして、そしてその延滞も含めてこれからずっとこう払っていったほうもいいんじゃないかなと思うんだけども、そういう借換えとかがってのは出来ないですか。この今新しい制度に乗換えが出来ないのかなという。
- 委員長（坂本悦夫君） 部長。
- 教育部長（佐々木勝利君） 制度的には、先ほど言いましたけども要件に合致すれば、この制度を利用できるということなので、宮古市に住所を有して仕事に就いていれば、就業していれば、申請していただければ免除になります。
- 委員（伊藤 清君） 前の制度から今の制度の支払いに出来ないのかなと。
- 委員長（坂本悦夫君） 教育部長。
- 教育部長（佐々木勝利君） 借換えは出来ません。
- 委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございますか。
- 田代委員、何か。はい。
- 委員（田代勝久君） 大分、制度的には緩和されて、より多くの方が奨学金を利用できるような制度になったと、充実したものだというふうに基本的には見えるわけですが、ちょっと懸念、私が個人的に持っている懸念点として財源がちょっとですね、今後どういうふうな方々が希望されるのかにもよると思うんですけども、現時点でこれ、かなりこう制度的にですね、奨学金を利用しやすくなってるわけですから、今後、見込みとしてですね、財源が必要になる予算というのが増えていくのかどうか、その辺の見込みをちょっとどういうふうにご考えてらっしゃる、どういうふうに対応していくのか、その辺をちょっと教えていただけますでしょうか。
- 委員長（坂本悦夫君） はい、佐々木教育部長。
- 教育部長（佐々木勝利君） はい。今回の制度改正によりまして利用が増えるというふうに見込んでおります。ということは、貸付金が増えるということになりますので、それに見合う財源をしっかりと確保していくというところで考えてございます。
- 委員長（坂本悦夫君） はい。田代委員。
- 委員（田代勝久君） はい、ありがとうございます。
- もうちょっと具体的な話を聞きたいんですけども、どういうふうな財源を充てがっていきっていくことはちょっと、現時点で考えとか、どういうふうにご考えていらっしゃいますか。
- 委員長（坂本悦夫君） はい。佐々木教育部長。
- 教育部長（佐々木勝利君） これは貸付基金ということで、基金積んでそこから貸付けをしておりますので、基金に積む財源は一般財源でございます。
- 委員長（坂本悦夫君） 田代委員。



○委員（田代勝久君） 終わります。

○委員長（坂本悦夫君） ほかにございませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第10号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論ない。討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第10号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案可決すべきものと決定しました。

それでは、説明員は退室してください。

〔説明員退席〕

○委員長（坂本悦夫君） 以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了します。

お諮りします。

10月6日の本会議における、本日の審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） はい。異議なしと認めます。

以上で付託事件審査を終わります。

午前10時54分 付託事件審査終了

○

宮古市議会教育民生常任委員会委員長 坂本悦夫